

特集

10月27日(日)は参議院埼玉県選出議員補欠選挙の投票日です！ … P.2
 平成30年度一般会計決算概要 …………… P.4
 平成30年度水道事業会計決算概要 …………… P.7
 保育園等・認定こども園・放課後児童クラブ・
 障害児放課後児童クラブの入所申請を受け付けます…………… P.8
 ストップ！滞納…………… P.10

市長コラム P.11
 情報BOX P.12
 ようこそ！あさかの生涯学習へ P.26
 みんなすこやか P.34
 わたくしたちの健康 P.35
 PHOTO NEWS P.36
 市民伝言板 P.37



表紙の写真 9月3日(火)に、武道館相撲場で『大相撲中継 関取訪問』の撮影が行われ、大栄翔関が子どもたちに稽古をつけてくれました。がんばれ！朝霞の星 大栄翔！

10月27日(日)は 参議院埼玉県選出議員補欠選挙の投票日です！

投票時間は午前7時～午後8時



問／選挙管理委員会事務局 ☎463-2444

- 朝霞市で投票できる方**
 平成13年10月28日までに生まれた方で、7月9日までに転入届をして、引き続き投票日まで居住している方です。ただし、公民権停止中の方は投票できません。
- 市内で転居された方**
 9月18日以降に転居届をされた方は、前住所の投票所で投票してください(郵送する投票所入場券に記載)。
- 他の市区町村へ転出された方は**
 朝霞市の選挙人名簿に登録されている方で、7月10日以降に他の市区町村に転出した方は、朝霞市で投票することになります。
- 投票所入場券を郵送します**
 入場券は、世帯ごとに封書で郵送します。
 ①封書1通に世帯員5人まで入場券が同封してあります。
 ②同封の入場券を各自お持ちいただき投票所にお越しください。
 ③万一、入場券が届かない場合や紛失してしまった場合でも、選挙人名簿で登録が確認できれば投票できます。
 ※入場券は9月17日現在で作成し、告示日(10月10日(木))
- 開票は即日開票です**
 日時／10月27日(日)午後9時～会場／朝霞第一中学校体育館
 参観人／定員100人(朝霞市の選挙人名簿に登録されている方)
- 選挙公報を配布します**
 候補者の政見などを掲載した選挙公報を各家庭に配布するほか、市内の各公共施設や駅などにも備え置きます。
- 点字投票・代理投票もできます**
 目の不自由な方には、点字器と点字投票用紙を用意しています。
 また、自ら候補者の氏名を記載できない場合は代理投票もできますので、投票所の係員にお申し出ください。



選挙に関するホームページをご利用ください

市ホームページ
 (新着情報の「選挙」タブをご利用ください)
<https://www.city.asaka.lg.jp/>



参議院埼玉県選出議員補欠選挙
 (立候補者情報・投票速報)
https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/45/senkyokouhosya_sokuhou.html



埼玉県ホームページ
<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/e1701/>



期日前投票・不在者投票をご利用ください

投票日当日に、次の理由などで投票所に行くことができない場合は、期日前投票や不在者投票ができます。

- ① 仕事や学校、冠婚葬祭など
- ② 旅行やレジャーなど
- ③ 病気やケガなど
- ④ 住所移転のため
- ⑤ 天災または悪天候のため

期日前投票をする場合

期日前投票所、期間および時間は別表1のとおりです。郵送される入場券裏面に期日前投票宣誓書（兼請求書）が印刷されていますので、事前に必要事項を記入してお持ちください。なお、期日前投票所にも備えてあります。

また、市ホームページから印刷し必要事項を記入した宣誓書をお持ちいただくこともできます。

なお、期日前投票の期間中は、朝霞市役所別館エレベーターが工事のため使用できないので、本館エレベーターをご利用ください。



©むさしのフロントあさか

別表1 期日前投票所、期間および時間

投票所	期間	時間
朝霞市役所 (別館5階会議室) ※正面玄関から入場できます。	10月11日(金)	午前8時30分
朝霞台出張所 (西弁財1-9-26) ※駐車台数が少ないため、車でのご来場はご遠慮ください。	10月26日(土)	午後8時00分

不在者投票をする場合

① 朝霞市以外の選挙管理委員会での投票を行う方法

他市町村に滞在中の場合は、郵送で投票用紙等を請求することができます。郵送に時間がかかりますので、早めに請求してください。

※告示日（10月10日(木)）前でも請求できます。

② 指定された施設（病院または老人ホーム等）で不在者投票を行う方法

不在者投票ができる施設に指定されている病院に入院または老人ホーム等に在所している場合は、その施設で不在

者投票をすることができません。その施設が指定されているかどうかは、各施設長もしくは選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

なお、市内の指定施設は、TMGあさか医療センター、朝霞病院、朝光苑、内間木苑、塩味病院、ケアライフ朝霞、つつじの郷、グリーンビレッジ朝霞台、ハレルヤ、花水木の里、コンフォルト朝霞の11か所です。

③ 郵便等による不在者投票を行う方法

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持つている選挙人で、別表2のような障害のある方（○印の該当者）または、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。

※郵便等投票証明書をお持ちでない場合は、あらかじめ申請し、証明書の交付を受けておく必要があります。

また、郵便等による不在者投票をすることができない選挙人で、かつ自ら投票の記載をすることができない者として定められた別表3のような障害のある方（○印の該当

者）は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

別表2 郵便等による不在者投票の対象

障害名	障害の程度			戦傷病者手帳	障害名	障害の程度				介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	1級	2級	3級			特別項症	第1項症	第2項症	第3項症		
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	×	○	両下肢、体幹の障害	○	○	○	×	要介護5	要介護5
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	-	○		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○		
免疫、肝臓の障害	○	○	○								

なお、別表2・3における対象となる障害の程度については、身体の箇所における個別等級が対象となるため、手

続き等の詳細については、お問い合わせください。
請求期限/10月23日(水)午後5時

別表3 郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象

障害名	障害の程度		戦傷病者手帳	障害名	障害の程度		
	1級	2級			特別項症	第1項症	第2項症
上肢、視覚の障害	○		○	上肢、視覚の障害	○	○	○

公民館臨時休館のお知らせ

参議院埼玉県選出議員補欠選挙に伴い、次のとおり休館となります。

公民館名	10月26日(土)	10月27日(日)
内間木公民館	臨時休館	通常の休館
東朝霞公民館		臨時休館
西朝霞公民館		